

小山町建設工事に係る業務委託前払金取扱要領

(趣旨)

第1条 小山町と請負契約を締結した建設工事に係る調査、測量及び設計の業務委託の前払金(以下「業務委託前払金」という。)については、小山町業務委託契約約款に定めるところであるが、その取扱いの実務に供するためこの要領を定める。

(範囲及び割合)

第2条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る業務委託前払金については、次に掲げる範囲及び割合とする。

- (1) 1件の請負代金の額が200万円以上とする。
- (2) 前払金は、請負代金額の10分の3以内とする。

(保証証書の保管)

第3条 前払金保証証書の寄託を受けたときは、その正本は担当課が保管し、支出の証拠書類とする。

(その他)

第4条 その他この要領に定めのない事項は、小山町業務委託契約約款によるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。